

# 国際室

編集：日本弁護士連合会  
国際室  
03(3580)9741

## たより No. 12

### 室長挨拶

私が国際室室長になって3年弱となりました。国際室では、内部の確認事項として3年を嘱託の基本的な任期としており、私も今年末で任期を終えることとなります。私が室長になった際に、「国際室活動方針」を作成し、この方針に従い今後の活動を推進することにいたしました。(1)日弁連の能動的かつ戦略的な国際活動の推進、(2)国際問題に関するシンクタンクとしての役割の強化、(3)各種データのデータベース化の推進および(4)国際問題に関する情報の会員への迅速な提供を基本的活動方針として掲げました。

また、この基本方針を実現するために、国際室に所属する者が共有すべきポリシーを以下のとおり決めました。(1)官僚主義の打破(自由な討議を通じて最良の結果を出すことを最大の目的とします)、(2)国際課との共同活動の重視(弁護士・職員のわけ隔てなく、国際室・国際課が一体となった取り組みをますます推進します)、(3)変化への挑戦(変化の時代にあって、変化のチャンスと捉えてフットワークよく積極的に活動します)、(4)選択と集中(多くの活動に濃淡をつけ、重要な活動を選択のうえ、それに集中します)

どれほど上記に従った活動ができたか自信がありませんが、よき同僚に恵まれ、一緒に努力してきたことは確かです。さらに国際室の活動が充実することを祈ってやみません。(国際室室長 矢吹 公敏)

### 第19回大韓弁護士協会との定期交流会

去る11月3日から5日、梶谷会長を団長とする15名の日弁連代表団が、韓国・ソウルの大韓弁護士協会を訪問し、第19回の定期交流会が実施された。迎えてくれた大韓弁協の千璣興(チョン・ギフン)協会長は、会員総数約7000人という大韓弁協の協会長選挙を、純米国式ロースクール制度の導入には慎重、弁護士の大量増員には反対という政策を掲げて、対立候補とわずか六〇数票の差で勝ち抜いたという協会長であり、他の理事者も昨年の第18回定期交流会の際とは総入れ替えという状況であった。

司法制度改革の制度設計が完了し、設計した制度の実行の段階に入っているわが国と異なり、韓国はまだこれから制度設計がなされようとしている途中である。その中で、全人口が日本の3分の1の韓国において、司法試験の合格者はすでに年間1000人に達しており、いわばわが国の弁護士3000人増員時代を先取りしているわけである。開業弁護士数も、1996年に3000名であったのが2005年には7000名を超えたということで、おのずと弁護士の大量増員の問題に

はきわめて強い関心を抱いていることが、大韓弁協の表敬訪問の際にも、その後の意見交換会の席上においても、随所に窺えた。

観光らしきものは、初日の国立中央博物館見学(新築されたばかり)ぐらいで、2日目は上述のように、朝の大韓弁協の表敬訪問の段階から、意見交換会が始まったようなものであった。弁護士の大量増員問題のほか、両国の刑事訴訟法改正、商法改正についても、充実したプレゼンと白熱した質疑応答・意見交換が行われた。

(川口)



大韓弁護士協会協成室にて(右)梶谷日弁連会長、左…千大韓弁協協会長



大韓弁護士協会の前で

### ニューヨークから 政府代表団として国連総会参加

このたび、私は、第60回国連総会に日本政府代表代理として、ニューヨークの国連本部で行われている国連総会第3委員会に政府代表団の一員として出席するという、弁護士としては得がたい貴重な経験をさせていただきました。国連総会の通常会期は毎年9月中旬から始まり、普通は年末までに実質審議が終了します。テレビなどで見ることのある国連総会議場では国連総会の本会議が行われており、これと並行して第1から第6までの主要委員会の公式会合、及び、決議案交渉のための数々の非公式会合が

行われます。総会以外にも、安全保障理事会や経済社会理事会の会合も行われ、さらには、セミナーやパネルディスカッションなどのサイドイベントもあり、9月から12月までは、ニューヨークの国連本部は、最も忙しくて、最も人が集まる時期です。

主要委員会は国連の全加盟国で構成されており、私が出席している第3委員会は、社会開発、犯罪防止・刑事司法、麻薬、女性、子ども、先住民、人権、人種差別、自決権、難民と多くの議題を扱います。その他、われわれ法曹に関連が深い委員会として、

### I B A 総会 人権関係分科会に 参加して

今年のI B A 総会は、プラハで9月下旬5日間にわたって行われ、人権関係分科会も多数開かれた。HumanRightsInstitute(人権機構)のほか、主催委員会としては、人権、移民・入管法、司法へのアクセス、両性の平等、雇用法、法学者の各委員会などがあり、旺盛な活動をしている。日弁連は、西村利郎前I B A 理事、梓澤和幸前H R I 副議長を中心にH R I 創立に貢献し、代用監獄や捜査可視化について日本に調査団を招聘したが、I B A の活動の広がりや人的資源の豊富さを考えると、これら人権関係各委員会の活動への関与をいっそう強める価値と必要があると思う。

今回、国連改革に関する分科会では、H R I 共同議長のカルデナス(元アルゼンチン国連大使・安保理議長、元I B A 会長)、ゴールドストーン(元南アフリカ最高裁判事)両氏と、コレル前国連法務局長、リースマンミエール大教授がパネリストとなって、ルワンダ内戦の際に大国の思惑により国連の介入が遅れたこと等を例にとり、人権の立場からの国連改革が論じられた。国際刑事裁判所に関する分科会では、旧ユーゴやルワンダ法廷の成功の理由、弁護士の役割、検事の裁量権等が論じられ、I B A H R I がハーグに常勤弁護士を置いてI C C の活動を監視する計画を準備していることが紹介された。このほか、私は、国際法廷における被害者や証人の保護、司法へのアクセス、貧困者への法的サービスとリーガルクリニック、ビジネスローヤーのための欧州人権条約、企業の社会的責任の各分科会に出席し、世界の息吹を感じることができた。なお、配布資料はC D - R O M にまとめられている。(上柳)

国際法及び法務を扱う第6委員会があります。

私の国連総会での仕事は、毎日、第3委員会の公式会合に出席し、その日の議論を日本の国連代表部に報告すること、日本の代表としてステイトメントや質問をすることなどです。私は、これまでに、国連人権高等弁務官事務所でのインターンや、日弁連代表団の一員として国連の会議への参加の経験がありますが、今回のように、7週間もの長期にわたり国連総会に政府代表団の一員として参加するという経験は初めてのことであり、国連の活動や機構についての知識と理解を深め、加盟国としての視点から国連の活動を見るという新たな経験もできました。今回の経験を通して学んだことを、今後、国際室での仕事にも活かしていきたいと思えます。(大谷)

## LAWASIA理事会 in ホーチミン

東南アジアの国々を訪問する機会が増えたが、ベトナム訪問はたまたま初めてであった。われわれの世代では若かりしころのベトナム戦争が強く記憶に残っており、米国に長期の戦争の結果勝利した国というイメージが強く、なんとなく衿を正して入国する気分となった。ホーチミンシティは車よりバイクが多く、「ベントウEクラス」が4台売れたことが地元の英字紙の一面に掲載されていた。市場型経済への入り口にあり、国民性なのか、秩序ある経済発展の予兆が感じられた。

ローエイシアの理事会は、同市で、ホーチミンシティ弁護士会のTrade Law Conferenceと協賛して開催された。

私は、会長、副会長とその他の執行メンバーからなるE x C o (執行部会)のメンバーであるため、10月7日の半日を費やして議論が交わされたE x C o会議

と10月9日の理事会の双方に出席した。同じ議題が多いので理事会を中心に報告すると、今回をもって、インドのサンギ氏から韓国のリー氏に会長が交代するため、感動的な挨拶があり、役員を選任、今後の活動、コンファランスの予定につき活発な、かつ真剣な討議がなされた。ローエイシアの団体会員にはアジアの有力弁護士会が構成員となっているので、弁護士会の協力による人権公益活動の国際的ネットワークの場として、またアジアに共通のビジネス・ロー、国際投資などの問題を意見交換する場として日弁連もより積極的に取組む価値があると感じた。

フェアウェルパーティーは、ホーチミンシティ弁護士会が元大統領官邸を借り切って開催し、ベトナム舞踊を楽しみながら印象的な交流ができた。

(ローエイシア日本代表理事 内田 晴康)

## 表敬訪問・懇談 (2005年度後期)

ABA Section of International Law (6月20日) ケネス・リーゼンフェルド議長を始めとするアメリカ法曹協会(American Bar Association)国際法セクション(Section of International Law)が来会し、執行部及び関係委員会と懇談した。

大韓民国裁判官(7月8日) 崔義鎬ソウル南部地方法院判事ほか5名が日弁連を訪問し、日弁連の活動や司法制度改革等について懇談した。

国連特別報告者(7月11日) 国連特別報告者のシグマ・フーダ氏が来日し、主に人身売買について懇談した。

大韓民国検事(7月28日) 盧明善ソウル東部地方検察庁刑事5部長検事ほか1名と、主に刑事手続の可視化について懇談した。

浙江省中国律師(8月1日) 周以斌浙江省温州市律師協会顧問ほか4名が日弁連を表敬訪問した。

台湾法務部檢察官視察団(9月28日) 邱美育台湾高等法院檢察署檢察官ほか4名と、主に刑事訴訟法改正についてとゲートキーパー問題について懇談した。

国連子どもの権利委員委員長(10月11日) 国連子どもの権利委員会ヤープ・エグバート・ドゥック委員長ほか2名が来会し、梶谷会長を表敬訪問を受けた。タイ王国国家人権委員会委員(11月4日) タイ王国国家人権委員会委員であるスチン・ノファケット氏が来会し、人権について懇談した。

I B A事務総長(11月7日) フェルナンド・パレスビエールI B A(International Bar Association)事務総長と梶谷会長が、I B Aについて懇談した。

ソウル地方弁護士会(11月9日) ソウル地方弁護士会より、李俊範会長を始めとする12名が日弁連を表敬訪問した。

広州市律師協会訪日団(11月15日) 葉育長広州市律師協会名誉会長を団長とする10名が日弁連を表敬訪問し、日弁連の組織等について懇談した。

## NYU/UCB客員研究員推薦留学制度

### あなたも 行ける アメリカ留学

公益活動に従事しておられる会員の皆さん。国際的視点から業務上の問題を検討してみたいけれども、留学は敷居が高いと思っておられませんか。日弁連では、ニューヨーク大学ロースクール(NYU)及びカリフォルニア大学バークレー校(UCB)と提携し、継続してこれらの大学に研究員を派遣しています。期間は原則1年。滞在費・渡航費は自己負担ですが、研究費は無料です。大学の講義やセミナーを受講し、図書館やコンピュータなどの施設を利用して研究を深め、世界各国から集まる

法律家や研究者と意見を交換し、研究成果を発表することができます。

本号では、今年研究を終えられた会員より、体験談を寄稿していただきました。公益活動には、人権擁護・消費者・環境・女性・障害者・司法制度・刑事司法・少年司法・情報公開・国際人権等と社会との諸問題、国際司法支援等の国際協力にかかわる課題等幅広いテーマが含まれます。これらの活動に従事し、研究開始までに研究に足る英語力を身に付ける意欲のある方、留学にチャレンジしてみませんか。詳しい募集要項を記載したパンフレットをご希望の方は日弁連企画部国際課電話番号03(3580)9741まで。(片山)

### UCバークレーに留学して 埼玉弁護士会 池永 知樹

約7年の実務後、留学しました。西海岸の恵まれた気候と豊かな街並みの中で生活、研究できる一方、一歩社会の裏側を垣間見ると、わが国とは質量ともに凌駕する深刻な社会病理に苦しむ米国・カリフォルニアであり、その強烈なコントラストは忘れられない体験になりました。刑事法、少年司法、家族法、国際発展と法、法社会学といったプログラムをとりながら、public defender office、裁判所、リーガル・クリニック、NGO、刑務所・少年院・拘置所・少年鑑別所等の訪問、調査をしたり、またホームレスへのボランティア活動などしました。米国が抱える深



UCB正門前にて

刻な社会病理ゆえ、これに対する斬新的取り組みには学ぼうものがある一方、一時しのぎの便宜的対処に思える側面も垣間見られました。なお、大学に提出した少年司法に関する2本のペーパー(<http://repositories.cdlib.org/cslls/fwp/27/>, <http://repositories.cdlib.org/cslls/fwp/32/>)が、大学のデジタル・ライブラリーに掲載されました。前者は米国の取り組みを積極評価したもので、後者は逆に消極評価したものです。大学から先日、ペーパーのダウンロードが掲載後300回を超えた旨通知があり、一見、聞く耳を持たないような側面を持つ米国ですが、実は他者からの批判・論評を求めているような印象も新たに持たされました。アジア、日本からの発信は特に求められているように思います。本留学制度は、単位取得に追われるLLM留学と異なり、米国社会を各自の視点で考察でき、ときには日本からの情報発信もできる貴重な制度であり、ぜひお勧めします。

## 留学体験記

### NYUで生きた国際人権法に開眼 東京弁護士会 伊藤 和子

NY留学中は、NY州の協力で陪審制度の調査をする一方、NYUで国際人権法・刑事法を学びました。特に、世界で活躍する国際法学者・実務家が集まるNYUの国際法コースで、最先端の国際人権法を学んだことは、目を開かされるような体験でした。海外の法律家たちが、自国の枠を超えて国連・NGOで人権の前進のために活躍し、国際刑事裁判所などのシステムを通じて紛争後の社会での平和構築に貢献する姿に接し、そうした活動の基礎知識や方法論を「生きた国際人権法」として学ぶ



グローバル・パブリック・サービス・プロジェクトの仲間(世界の公益弁護士たち)と筆者(左から5番目)

ことができました。また、人権弁護士の養成を目的とする「グローバル・パブリック・サービス・プロジェクト」で出会った世界、特に途上国の法律家との交流は素晴らしい経験でした。90年代、多くの途上国は、困難を乗り越えて人権状況を前進させ、人権弁護士たちがその先頭にたちました。70-80年代に大規模人権侵害を経験した国々で、若手弁護士たちが人権NGOを設立し、ロースクールに人権教育・人権クリニックを導入し、それらを発信源として実際に社会を変え人権を実現してきたといえます。こうした各国の経験は、日本の人権活動のあり方、そして「国際人権法」分野の未発達なロースクール教育の見直しをも迫るものではないでしょうか。プログラム終了後、私は国連人権小委員会のインターンを経て、現在は刑事司法制度の調査及び人権NGOのインターンをしています。帰国後は貴重な経験を国内に還元していきたいと思っています。